農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

福井市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

福井市の地勢は、九頭竜川、足羽川、日野川の三大河川の扇状地である福井平野の中央に位置し、大部分を占める平坦な地形である平野と平野を挟む東西の山地から成り立っている。

中心にある平野部は、九頭竜川、足羽川などの河川が運ぶ土砂が堆積して形成された沖積地で、主に水稲栽培が行なわれている。また、農地の高度利用として、麦やソバ等の土地利用型作物の栽培がされているが、近年は園芸作物の栽培も行なわれている。

西部は、日本海に面し、鷹巣港付近を境に南側には国見岳等が連なる丹生山地、北側には三里浜砂丘地帯が広がっており、農山村地域では水稲栽培、海岸沿いの傾斜地では水仙栽培、砂丘地では園芸作物の栽培が主に行なわれている。また、大部分の集落が特定農山村地域に指定されている地域となっている。

東部は、足羽川の上流にあたる市最高地点の飯降山などがある越前中央山地に位置し、主に水稲栽培を行なっている。しかしながら、旧美山町、旧一乗村は農山村地域であるが耕地は乏しく、過疎化・高齢化が進み、農林地の管理が十分に行なえないなどの問題が深刻化しており山村振興地域に指定されている。

このような中、平野部においては市街地周辺における宅地化等の進行に伴う農地の減少、中山間地域においては担い手不足や生産調整などによる農地管理が十分に行なわれないなどの理由により、本市の経営耕地面積は年々減少している。

こうした本来の能力が充分に活かされないままに遊休化する農地の存在は、地域資源の未活用という側面だけでなく、病虫害の発生源となるなど農業生産への障害となるほか、水源涵養や防災など水田の多面的機能の喪失や、雑草等による景観の阻害など地域文化の維持にあたっても大きな障害となることが懸念される。

このため、今後は、将来にわたって農地として活用していく土地と、その他の土地 との区分を明確にしていくことが望まれる。無計画な転用を防止し、優良な農地の確 保と集積を進めるとともに、意欲ある農業者がより多くの農地を経営することにより、 農地の効果的な活用を図ることが必要である。

また、中山間地域等においては、平場地域との農業生産条件の不利を補正することによる農業生産活動の維持や、農業経営活動を拡充する取組などの一つとして農産物のブランド化等に取り組む農業者団体等に対しては、自然環境保全に資する農業生産

活動の実施を推進していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、中山間地域等においては、同項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を図る。また、本市全域で同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	福井市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に 掲げる事業
2	福井市 中山間地域等	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

- ・ 本法に基づく事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域 環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要であるため、県、 市町、農業関係団体が共同する推進体制に参画し、農業者等の組織する団体に対し、 その支援を行なう。
- ・ 農業振興地域整備計画に定める、農用地区域以外の農業振興地域(白地地域)について、協定区域としては認めるが、支払い対象面積としては認めない。
- ・ 法第3条第3項第2号に掲げる事業を実施するに当たっては、別紙「中山間地域 等直接支払交付金に規定する事項」のとおりとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域の内、イの要件を満たす農振農用地区域内の1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上である場合は対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。交付金の対象となる農用地は原則として田のみとするが、畑においても、平成18年2月1日の市町村合併以前の旧町村の基本方針に基づき協定を結んでいた農用地については交付対象とする。その判断基準については、基準検討会によるものとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア対象地域

① 山村振興法、特定農山村法及び過疎地域自立促進特別措 置法に指定された地域

西安居、大安寺、国見、殿下、鷹巣、本郷、一乗谷、 志津の各地区及び美山区域全域・越西区域全域

② 福井県知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

① 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- ② 自然条件により小区画・不整形な水田
- ③ 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
 - 一団の急傾斜農用地と物理的に連担しており下記の条件に適合する農用地に限る。
 - i) 急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流 の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地
 - ii) 急傾斜農用地と同一の集落協定内において、緩傾斜が急傾斜農用地上層に存在し、当該緩傾斜を維持することが下層農用地の畦畔崩落防止の上で必要とされる一団の農用地
- ④ 高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される 率以上である集落にある農用地

(8%×田面積+15%×畑面積)÷(田面積+畑面積)

- ⑤ 特に市長が必要と認めるもの
 - これまで集落が実施してきた農業生産活動を継続的に支援し、引き続き耕作放棄地発生の防止及び農地の多面的機能の維持を図っていくため、下記の農地を協定農用地の対象とする。
 - i) 旧美山町、旧越廼村において、第2期対策(平成17年度~平成21年度) 時に旧町村の基本方針に従い協定農用地として認定され、市町村合併後も引き続き協定農用地として認められていた農用地

2. 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行 う者とする。

(1) 耕作、農地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織等を含む)を対象とする。 農用地の所有者と作業受託者が共同して維持・管理を行っている場合は、当事者間 の話合いによりいずれかを対象者とする。

農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要に応じて農用地の所有者と 農業生産活動等を行う者との調整を行う。

- (2) 農業従事者一人当たりの農業所得が本市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による交付金の対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に当てる場合には、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、青年等就農計画を認定された認定新規就農者他、市が作成する担い手リストに定められた者とする。